

特別委員会設置に関するガイドライン

公益社団法人日本カーリング協会

第1条（目的）

本ガイドラインは専門委員会とは別に公益社団法人日本カーリング協会（以下本協会という）運営上必要のある有期の特別委員会設置について定めるものである。

第2条（適用）

本ガイドラインで扱う特別委員会とは本協会定款第36条及び運営規則第6条第2項の規定に基づいて設置する特別委員会に適用する。

第3条（設置の手順）

特別委員会を設置しようとする者は、その都度、必要な事項を定めた「特別委員会設置の提案書」を作成し理事会に提出し、その承認を得なくてはならない。

設置の承認を受けた当該特別委員会は、速やかに「当該特別委員会規定」を作成し、円滑な委員会運営を開始するものとする。

第4条（設置提案書）

理事会において承認を受ける特別委員会設置提案書には次の7事項が含まれていなければならない。

- 1 特別委員会の名称と設置の必要性、目的を明記すること。（目的）
特別委員会の名称は、その目的と合致したものとし、具体的な目的を明示しなくてはならない。
- 2 特別委員会が処理すべき事項を明記すること。（所管事項）
特別委員会がの所管事項は、設置の目的を達成するために必要な範疇とし、専門委員会、他の特別委員会の所管事項と重複することの無いように定めなくてはならない。
- 3 設置期間については、4年の期間内において定めること。（期間）
特別委員会は、限られた期間内にその成果を達成すべきであり、処理すべき案件に応じ期間を定める必要がある。
- 4 委員の数、委員長、副委員長の設置について定めること。（組織）
特別委員会の所管事項に応じた組織の規模が必要となるが、必要最小限の規模に努めること。
- 5 原則、委員は、理事会が本協会会員の役員、学識経験者から選出し、会長が委嘱する事とし、委員長は委員の互選により会長が委嘱する事とする。
ただし、委員には、本協会理事を必ず1名以上含めなくてはならない。（委員長、委員）
委員は、特別委員会の特殊性から、本協会内だけではなく広く外部にも人材を求められることとするが、本協会との連携が図られるよう理事1名以上は必ず含めること。
- 6 委員の任期は、委嘱日から開始し、本協会理事の任期と同じく終了する事とする。ただし、再任を妨げない事とする。（任期）

特別委員会は、理事会に対し責任を負うべきであり、委員は理事の任期と同じく終了する事とする。

7 理事会に対する報告義務を定めなくてはならない。(報告義務)

特別委員会は、その活動についての責任を理事会に対して負うものだが会長からの諮問があった場合はその限りではない。

第5条（規定の制定）

設置を認められた特別委員会は、本協会専門委員会規定に準じ、当該特別委員会の運営に必要な特別委員会規定を総務委員会と協議の上作成し、理事会の承認を受けなくてはならない。

第6条（適用時期）

本ガイドライン制定日以降に設置される特別委員会に適用する。

第7条（ガイドラインの改定）

本ガイドラインは、理事会の決議により改定することができる。

附則

本ガイドラインは、平成29年6月17日の理事会決議をもって、効力を発するものとする。